

株 主 各 位

兵庫県明石市二見町南二見1番地

株式会社ジャパンエンジンコーポレーション

代表取締役社長 川 島 健

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社 第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 兵庫県明石市松の内2丁目2番地

ホテルキャスルプラザ 3階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第122期（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告
の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに
役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.j-eng.co.jp/>）に掲載させていただきます。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、良好な企業収益や雇用・所得環境の改善継続を背景に、緩やかながら回復基調で推移しました。一方で、中国の経済成長率鈍化、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題等による景気の下振れリスクがあり、先行き不透明な状況が続いております。

当社と関連性が高いわが国海運・造船業界において、世界的な船腹過剰が解消されておらず、海運市況が依然低迷する中、世界における新造船受注量は前年に比べ増加したものの、国内造船所での受注量回復は遅れており、手持ち工事量確保のために低船価での受注を余儀なくされるなど厳しい状況が続いております。

このような状況下にあつて、当社は、NO_x 3次規制対応技術である低圧SCR、低圧EGRの初受注を果たすとともに、独自のコンセプト「JUMP」(J-ENG, Unique Marine Power) を掲げ、NO_x、SO_x、CO₂の排出規制すべてに適合した次世代船用エンジンUEC50LSJを開発、今後本格化する環境規制強化への対応を進める一方、ここ数年の新造船市場の落ち込みの影響で主力製品である船用内燃機関（主機関）販売が減少する中、他製品向けの取り込み工事等の新規事業拡大を図るなど、業績改善に取り組んでまいりました。

この結果として、当期の売上高は、主機関が販売台数の減少により48億6千7百万円と前期と比べ12億5千万円（△20.4%）の減収、修理・部品等は66億4千2百万円と前期と比べ1億2千4百万円（1.9%）の増収、全体としては115億9百万円と前期と比べ11億2千5百万円（△8.9%）の減収となりました。

損益面では、主機関におきましては、造船市況は引き続き厳しく販売価格の改善は進んでおりませんが、修理・部品等におきましては、大物部品の機械加工、組立・整備等の取り込み工事の売上が増加したこと、統合によるシナジー効果の刈り取りでコスト削減に一定の成果が出たことなどにより損益が改善し、営業利益は前期と比べ4千6百万円（26.5%）増加し、2億2千2百万円、経常利益は前期と比べ5千4百万円（45.7%）増加し、1億7千3百万円となりました。また、前期は特別利益として事業統合による負のれん発生益を計上したことなどにより、当期純利益は前期と比べ7億5千4百万円（△70.6%）減少し、3億1千4百万円となりました。

なお、剰余金の配当につきましては、当期業績の状況を踏まえ、2019年3月期の期末配当は1株当たり金15円といたしたいと存じます。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の主な内容は、船用内燃機関の生産に係る設備投資であり、設備投資の総額は2億2百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期においては運転資金として14億円を銀行借入により調達しました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 会社が対処すべき課題

当社の次期の見通しとしましては、当期に続き、ここ数年、新造船市場の受注が落ち込んだ影響で主機関の販売台数が減少するため、売上高が減少する見通しです。一方、海運・造船市況は、環境規制対応のための改修工事増加や老齢船のスクラップが加速し、船腹の供給圧力は緩やかに解消に向かうと予想されるものの、本格的な回復には今暫く時間を要し、足元は依然として厳しい状況が続くものと見込まれます。

このような状況下、当社では、いよいよ本格化すると見込まれる環境規制適応船商談に向けて、低圧EGR、低圧SCRの拡販、新規開発エンジンUEC50LSJのマーケットインを実現させることなどで受注の拡大を図る一方で、従来のベストセラーエンジンUEC45LSEの後継機となる次期主力エンジン42LSHの新規開発、バイオマス等を用いた将来燃料の試験研究などにより、変化するマーケットニーズに応える製品、サービスの提供に、引き続き努めてまいります。また、既存機種についても生産性の更なる向上でコストダウンへの取り組みをより一層強化していくとともに、引き続き、他製品向けの機械加工や組立、整備等取り込み工事の受注強化も図り、業容改善に努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第119期	第120期	第121期	第122期 (当期)
	(2016年3月期)	(2017年3月期)	(2018年3月期)	(2019年3月期)
売 上 高	百万円 11,129	百万円 8,749	百万円 12,635	百万円 11,509
経 常 利 益 又は経常損失(△)	百万円 11	百万円 △464	百万円 118	百万円 173
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	百万円 77	百万円 △464	百万円 1,069	百万円 314
1株当たり 当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	27円74銭	△166円08銭	382円62銭	112円55銭
総 資 産	百万円 11,703	百万円 10,717	百万円 16,792	百万円 15,174
純 資 産	百万円 4,848	百万円 4,368	百万円 5,390	百万円 5,619
1株当たり 純 資 産 額	1,734円04銭	1,562円55銭	1,928円32銭	2,010円36銭

(注) 当事業年度より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を適用しており、第121期につきましては遡及処理後の数値を記載しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

- ① 船舶用ディーゼル機関並びにその関連附属装置の開発、設計、製造、修理、販売及びライセンス業務
- ② 鋳鍛造品並びに鉄工各種産業機械用ロボット、各種梱包機械及び同関連装置等の設計、製造、修理、販売

(12) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

- ① 本 社 兵庫県明石市二見町南二見1番地
(開 発) (兵庫県神戸市)
- ② 支 社 東京支社 (東京都港区)
- ③ 営業所 今治営業所 (愛媛県今治市)
- ④ 工 場 本社工場 (兵庫県明石市)

(13) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
302名	30名増	41.0歳	7.7年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役、顧問及び請負作業者は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

借 入 先	期 末 借 入 残 高
株式会社三井住友銀行	920 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	761
株式会社みなと銀行	565
株式会社みずほ銀行	406
三井住友信託銀行株式会社	317
株式会社十八銀行	181

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2019年2月6日開催の取締役会において、シンパツサンライズ株式会社の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2019年4月1日付で株式譲渡契約を締結し、同日付で全株式を取得いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,800,000株
 (自己株式4,770株を含む)
 (3) 株主数 1,612名
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	414,500	14.8
株 式 会 社 名 村 造 船 所	280,000	10.0
株 式 会 社 シ ー ケ ー ビ ー	159,100	5.6
株 式 会 社 カ ナ ッ ク ス	145,500	5.2
株 式 会 社 新 来 島 ど っ く	124,500	4.4
株 式 会 社 商 船 三 井	99,600	3.5
浜 口 誠 昭	76,500	2.7
株 式 会 社 赤 阪 鐵 工 所	75,000	2.6
株 式 会 社 山 田 ク ラ ブ 2 1	71,800	2.5
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	50,000	1.7

（注） 持株比率は、自己株式（4,770株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	清水道生	
代表取締役社長	川島健	
代表取締役常務取締役	黒木直文	管理部門管掌
常 務 取 締 役	近藤潤二	技術・製造部門管掌
取 締 役	岩永修	執行役員工場長
取 締 役	柴田健	Mitsubishi Heavy Industries Asia Pacific Pte.Ltd. Power Business Unit General Manager (三菱重工業株式会社パワードメイン経営管理 総括部企画管理部主席部員)
取 締 役	竹内郁夫	株式会社赤阪鐵工所顧問
取 締 役	小嶋文稔	フジ産業株式会社顧問
常 勤 監 査 役	高木恒人	
監 査 役	渡部健司	今治造船株式会社常務取締役常務執行役員 人事総務本部長兼広報担当
監 査 役	藤田正樹	株式会社オーグス総研取締役会長 大阪瓦斯株式会社顧問

- (注) 1. 当事業年度中に就任した役員は次のとおりであります。
2018年6月28日開催の第121回定時株主総会において、小嶋文稔氏が新たに取締役に選任され、また藤田正樹氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 取締役である柴田 健、竹内郁夫及び小嶋文稔の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役 小嶋文稔氏は、その経歴を通じて培われた経営全般に関する知見を有しており、当社の経営全般に対して監督と助言を行っていただけるものと判断しており、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 監査役である高木恒人、渡部健司及び藤田正樹の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役 高木恒人及び藤田正樹の両氏は、その経歴から幅広い見識を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言及び監査を行っていただけるものと判断しており、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中に地位、担当及び重要な兼職の状況に変更が生じた取締役とその内容は次のとおりであります。

氏 名	変更後	変更前	異動年月日
清 水 道 生	代表取締役会長	代表取締役社長	2018年6月28日
川 島 健	代表取締役社長	代表取締役常務取締役 (営業・調達部門管掌)	2018年6月28日
柴 田 健	取締役 (兼職) Mitsubishi Heavy Industries Asia Pacific Pte.Ltd.Power Business Unit General Manager 三菱重工業株式会社パ ワードメイン経営管理 総括部企画管理部主席 部員	取締役 (兼職) 三菱重工業株式会社パ ワードメイン経営管理 総括部企画管理部次長	2019年1月1日

7. 当事業年度中に退任した役員は次のとおりであります。
監査役 横田健二氏は、2018年6月28日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8 名 (3)	93 百万円 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	13 (13)
合 計 (うち社外役員)	12 (7)	106 (14)

- (注) 1. 取締役の支払額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第109回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は月額2百万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
(取締役8百万円、監査役0百万円)
4. 上記報酬等の額のほか、当事業年度に役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
退任監査役 1名 1百万円（社外監査役）

(3) 社外役員に関する事項 (2019年 3月31日現在)

① 重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先及び兼職内容
社外取締役	柴田 健	Mitsubishi Heavy Industries Asia Pacific Pte.Ltd. Power Business Unit General Manager (三菱重工業株式会社パワードメイン経営管理総括部 企画管理部主席部員)
	竹内郁夫	株式会社赤阪鐵工所顧問
	小嶋文稔	フジ産業株式会社顧問
社外監査役	渡部健司	今治造船株式会社常務取締役 常務執行役員 人事総務 本部長兼広報担当
	藤田正樹	株式会社オーグス総研取締役会長 大阪瓦斯株式会社顧問

- (注) 1. 三菱重工業株式会社、今治造船株式会社及び株式会社赤阪鐵工所と当社の間には、営業取引、資本関係を有しております。
2. Mitsubishi Heavy Industries Asia Pacific Pte.Ltd.、フジ産業株式会社、株式会社オーグス総研及び大阪瓦斯株式会社と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	柴田 健	当事業年度開催の取締役会8回のうち4回に出席しております。
	竹内郁夫	船用工業界での経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。
	小嶋文稔	取締役就任後開催の取締役会5回のうち4回に出席しております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	高木恒人	当事業年度開催の取締役会 8 回のうち 8 回に出席し、また当事業年度開催の監査役会 6 回のうち 6 回に出席しております。 製造及び運輸業界での経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。
	渡部健司	当事業年度開催の取締役会 8 回のうち 5 回に出席し、また当事業年度開催の監査役会 6 回のうち 5 回に出席しております。 造船業界での経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。
	藤田正樹	監査役就任後開催の取締役会 5 回のうち 4 回に出席し、また監査役就任後開催の監査役会 4 回のうち 4 回に出席しております。 エネルギー業界での経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概況

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 29百万円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 29百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役会・社内関係部署及び会計監査人から必要な資料・報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について妥当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・算定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定し、取締役会は当該決議に基づき、当該議案を株主総会に上程いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に対する基本方針

当社は、2006年5月18日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり整備することを決議いたしております。また、2008年5月13日開催の取締役会において、基本方針の一部追加（反社会的勢力への対応方針等）を決議いたしております。さらに2015年5月11日開催の取締役会において、基本方針の一部追加（監査役の職務に関する方針等）を決議いたしております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、重要事項については社内稟議規程に基づいて稟議書を作成し、これを保存・管理する他、法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理しております。

(2) 損失の危険に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質等に係るリスクについては、当社のリスクを横断的に管理する管理部門と夫々の対応部門とが協力して、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行います。

新たにリスクが生じる場合は、社長を中心とする対策委員会を立ち上げ、対応いたします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、常勤取締役・監査役による経営会議を定期的に行い、業務執行上の基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

また、変化の激しい経営環境に迅速に対応できる人材を登用するため、従来より取締役任期は1年といたします。

- (4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社内にコンプライアンス担当グループを設置し、コンプライアンス・マニュアルの役職員への理解・周知徹底を図るとともに、同マニュアルに沿って当社のコンプライアンス状況の継続的確認を行い、企業活動の健全性維持を目指します。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くとともに、その人事については、監査役と取締役が意見交換を行うことにより、当該スタッフの取締役からの独立性を確保いたします。

- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告いたします。

また、常勤監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて取締役会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会または使用人にその説明を求めることといたします。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ってまいります。

- (8) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨取締役及び使用人に周知徹底いたします。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について、当社に対し費用の前払等の請求をした時は、担当部門において稟議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

監査役の職務の執行について生ずる費用等を確保するため、毎年一定額の予算を設けております。

- (10) 業務の適正と財務報告の信頼性を確保するための体制

内部監査室は、当社における業務が適正に行われ、金融商品取引法の定めに従い財務報告がなされるよう、内部統制システムが有効かつ適切に機能する体制の整備、運用、評価を継続的に行います。

- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを基本的な考えとしております。

- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、コンプライアンス基本方針に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、不当要求等があった場合には、所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に努めてまいります。

7. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

当社は、前記基本方針に掲げた体制を整備し、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取り組み

当社は、各法令・規程に基づいて作成された稟議書等の重要事項に関する情報及び取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理しており、取締役及び監査役の要請があれば、随時提供をしております。

また管理部門においてその実施状況の確認を定期的に行っております。

(2) 損失の危険に関する規程その他の体制に関する取り組み

現在及び将来に係るリスクについては、取締役会及び経営会議にて情報の共有が図られており、未然防止等の対応の検討がなされております。

また、管理部門と各部門が協力して、リスク対応に関する各規則・ガイドラインの制定及び見直しを行っており、研修の実施、マニュアルの作成、配布等により社内での周知徹底を行っております。

(3) 職務執行が効率的及び適正に行われることを確保するための取り組み

当社は、定例取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催して、業務執行上の基本的事項及び重要事項に係る意思決定及びその監督を有効的に行っております。

また、常勤取締役・監査役による経営会議を定期的に開催して、意思決定に至るプロセスに深度を加えております。

なお、当社は規定に基づき、コンプライアンス担当グループを設置しており、役職員のコンプライアンスに対する意識向上のため、マニュアルの作成、配布と研修を実施し、さらに運用体制の強化及び課題の検討を行うなど、コンプライアンスの推進を図っております。

(4) 監査役の監査の独立性と実効性を確保するための取り組み

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査役スタッフを置くこと、またその者は監査役の指揮下に置かれる旨の体制を整備しております。

さらに、監査役に報告したことによる不利益な扱いを禁止する旨を取締役及び使用人に周知徹底しており、監査役の職務の執行について生じる費用または債務に関しては、担当部門で精査し、速やかに処理しております。

監査役は、定期的に開催される監査役会で、監査に関する重要事項の報告・協議・決議を行っており、取締役会や経営会議等の各種会議に出席し、取締役や会計監査人、内部監査室等と積極的に情報交換や意見交換を行っております。また稟議書等の閲覧により監査の実効性を確保しております。

(5) 業務の適正と財務報告の信頼性を確保するための取り組み

内部監査室は、当社の各規程に基づき、監査を行い、内部統制システムが有効かつ適切に機能し、当社の業務の適正と財務報告における信頼性が確保されていることを確認しております。

(6) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況に関する取り組み

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するよう取り組んでおります。また、兵庫県企業防衛対策協議会に加盟しており、定期的な会合等への参加を通じ情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士・警察署・外部専門機関と連携し、速やかに対応する体制を整備しております。

また当社では、管理部門が対応窓口となり、これらの情報の管理・共有・発信を行っており、必要に応じて取引先等の属性を確認し、契約書等には反社会的勢力の排除条項を導入し、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めております。

備 考

この事業報告に記載の数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,748,391	流 動 負 債	7,038,358
現金及び預金	3,603,801	支払手形	463,155
受取手形	377,154	電子記録債権	1,497,154
電子記録債権	237,876	買掛金	509,876
売掛金	2,804,463	短期借入金	1,200,000
製成品	766,263	1年内返済予定の長期借入金	619,800
仕掛品	1,622,003	リース債務	141,632
原材料	2,294,383	未払金	230,393
貯蔵品	17,177	未払費用	479,965
前払費用	15,715	未払法人税等	86,549
その他の流動資産	15,885	前受金	464,584
貸倒引当金	△ 6,334	預り金	28,832
		賞与引当金	76,311
		製品保証引当金	80,822
固 定 資 産	3,426,080	受注損失引当金	938,000
有形固定資産	2,859,868	その他の流動負債	221,280
建物	1,500,585	固 定 負 債	2,516,704
構築物	216,047	長期借入金	1,539,000
機械及び装置	346,801	リース債務	698,476
車両運搬具	1,412	退職給付引当金	185,208
工具、器具及び備品	78,168	役員退職慰勞引当金	42,612
土地	90,612	資産除去債務	51,206
リース資産	620,941	その他の固定負債	200
建設仮勘定	5,297		
		負 債 合 計	9,555,063
無形固定資産	233,248	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	20,711	株 主 資 本	5,569,282
電話加入権	5,521	資 本 金	2,215,000
水道施設利用権	1,273	資本剰余金	1,709,750
リース資産	145,742	資本準備金	1,709,750
特許権	60,000	利益剰余金	1,652,401
		利益準備金	145,500
投資その他の資産	332,964	その他利益剰余金	1,506,901
投資有価証券	175,556	研究開発積立金	250,000
関係会社株式	870	繰越利益剰余金	1,256,901
長期前払費用	1,799	自 己 株 式	△ 7,869
繰延税金資産	132,982	評価・換算差額等	50,126
破産更生債権	29,402	その他有価証券評価差額金	50,574
その他	21,755	繰延ヘッジ損益	△ 448
貸倒引当金	△ 29,402	純 資 産 合 計	5,619,408
資 産 合 計	15,174,472	負債純資産合計	15,174,472

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,509,834
売 上 原 価		9,248,842
売 上 総 利 益		2,260,992
販売費及び一般管理費		2,038,832
営 業 利 益		222,159
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,306	
受 取 家 賃	491	
雑 収 入	21,958	26,756
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,841	
支 払 手 数 料	36,922	
雑 損 失	7,995	75,759
経 常 利 益		173,156
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	705	
固 定 資 産 売 却 益	34	739
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,583	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,368	
そ の 他	984	7,935
税 引 前 当 期 純 利 益		165,960
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	104,067	
法 人 税 等 調 整 額	△ 252,719	△ 148,652
当 期 純 利 益		314,613

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					研究開発 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	2,215,000	1,709,750	1,709,750	145,500	250,000	1,026,148	1,421,648
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△ 83,860	△ 83,860
当 期 純 利 益						314,613	314,613
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	230,752	230,752
当 期 末 残 高	2,215,000	1,709,750	1,709,750	145,500	250,000	1,256,901	1,652,401

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 7,770	5,338,628	51,921	△ 205	51,715	5,390,344
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△ 83,860				△ 83,860
当 期 純 利 益		314,613				314,613
自己株式の取得	△ 98	△ 98				△ 98
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△ 1,346	△ 242	△ 1,589	△ 1,589
当 期 変 動 額 合 計	△ 98	230,653	△ 1,346	△ 242	△ 1,589	229,064
当 期 末 残 高	△ 7,869	5,569,282	50,574	△ 448	50,126	5,619,408

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

◎重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 個別法による原価法

原材料 移動平均法による原価法

貯蔵品 移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

無形固定資産 定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

賞与引当金

貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法
従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

製品保証引当金

売上製品の保証費用に充当するため、保証費用見積額を計上しております。

受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、当事業年度末手持受注案件のうち当事業年度末において損失が確定視され、かつその金額を合理的に見積ることができるものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

6. その他の計算書類作成のための重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

◎会計方針の変更に関する注記

(たな卸資産の評価方法)

原材料の評価方法について、従来、主に移動平均法、一部について先入先出法によっておりましたが、当事業年度から移動平均法に変更しております。

この評価方法の変更は、新基幹システムの導入を契機に期間損益計算をより適正に行うことを目的として行ったものであります。

なお、当該会計方針の変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

◎表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表における「流動資産」の「繰延税金資産」299,635千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」418,850千円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」119,215千円となり、変更前と比べて総資産が299,635千円減少しております。

(貸借対照表)

前事業年度において「支払手形」に含めて表示しておりました「電子記録債務」(前事業年度190,430千円)は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

◎貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	1,358,586千円
----	-------------

機械及び装置	116,209
--------	---------

計	1,474,796千円
---	-------------

なお、上記金額はすべて工場財団抵当であります。

上記に対応する債務は次のとおりであります。

長期借入金	980,000千円
-------	-----------

1年以内に返済期日の 到来する長期借入金	140,000
-------------------------	---------

計	1,120,000千円
---	-------------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,103,892千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,897千円
--------	---------

短期金銭債務	10,071
--------	--------

◎損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 7,094千円

仕 入 高 11,754

営業取引以外の取引による取引高

受 取 配 当 金 895千円

◎株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普 通 株 式 2,800,000株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式 4,770株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	83,860	30	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	41,928	15	2019年3月31日	2019年6月28日

◎税効果会計に関する注記

	第122期 (2019年3月31日)
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	
繰延税金資産)	
未払事業税	18,341千円
未払事業所税	5,030
貸倒引当金	10,928
賞与引当金	23,336
製品保証引当金	24,715
受注損失引当金	286,840
在庫評価損	40,669
未払費用	113,177
減損損失	12,734
資産除去債務	15,659
投資有価証券評価損	12,008
役員退職慰労引当金	13,031
退職給付引当金	56,636
繰越欠損金	1,118,226
その他	4,221
繰延税金資産小計	1,755,555千円
評価性引当額	△1,198,073
繰延税金資産合計	557,482千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△ 19,653千円
負ののれん	△ 398,367
資産除去費用の資産計上額	△ 6,403
その他	△ 76
繰延税金負債合計	△ 424,500千円
繰延税金資産 (又は負債) の純額	132,982千円

◎金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に取引先企業との営業取引に関連する株式であり、市場リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金には主に設備投資、運転資金及び事業譲受資金の調達を目的としたものであり、一部の長期借入金は変動金利であるため、金利変動リスクに晒されております。

リース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,603,801	3,603,801	—
(2) 受取手形	377,154	377,154	—
(3) 電子記録債権	237,876	237,876	—
(4) 売掛金	2,804,463	2,804,463	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	174,406	174,406	—
資産計	7,197,703	7,197,703	—
(1) 支払手形	463,155	463,155	—
(2) 電子記録債務	1,497,154	1,497,154	—
(3) 買掛金	509,876	509,876	—
(4) 短期借入金	1,200,000	1,200,000	—
(5) 長期借入金（1年内返済を含む）	2,158,800	2,159,854	1,054
(6) リース債務（1年内返済を含む）	840,108	821,227	△ 18,880
負債計	6,669,095	6,651,269	△ 17,826

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

[資産]

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権及び(4) 売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

〔負債〕

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金及び(4) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済を含む）

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態に大きな変化はないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) リース債務（1年内返済を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額1,150千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式（貸借対照表計上額870千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上記表上には記載しておりません。

◎賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◎持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	870千円
持分法を適用した場合の投資の金額	9,874
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△ 420

◎ 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

2,010円36銭

1 株当たり当期純利益

112円55銭

◎ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

株式会社ジャパンエンジンコーポレーション
取締役会 御中

2019年5月17日

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 眞 治 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 鎌 田 修 誠 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパンエンジンコーポレーションの2018年4月1日から2019年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

株式会社ジャパンエンジンコーポレーション 監査役会

2019年5月27日

常勤監査役(社外監査役) 高 木 恒 人 ㊞

監査役(社外監査役) 渡 部 健 司 ㊞

監査役(社外監査役) 藤 田 正 樹 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主への安定的な配当を継続的に実施することを重視するとともに、景気の変動に左右されやすい業界内にあって、経営基盤の強化のために内部留保の充実を図ることは、長期的に株主各位の利益に適うものと考えており、収益状況等を総合的に勘案し、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

第122期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績並びに今後の事業展開等の諸般の事情を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は41,928,450円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役 清水道生、川島 健、黒木直文、近藤潤二、岩永 修、柴田 健、竹内郁夫及び小嶋文稔の8氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るべく、取締役1名を減員することとし、あらためて取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当 社 の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	かわ しま けん 川 島 健 (1970年8月4日生) (再任)	1993年4月 三菱重工業㈱神戸造船所入社 2007年10月 同社同所船用ディーゼル事業ユニット営業課長 2013年10月 三菱重工船用機械エンジン㈱船用エンジン事業部営業・SCM推進部次長 2015年4月 同社船用エンジン事業部営業・SCM推進部長 2015年6月 当社取締役 2015年10月 三菱重工船用機械エンジン㈱船用エンジン事業部長 2017年4月 当社常務取締役(営業・調達部門管掌) 2017年6月 当社代表取締役常務取締役(営業・調達部門管掌) 2018年6月 当社代表取締役社長(現任) (選任理由) 川島健氏は代表取締役社長として経営全般を統括し、経営の改革及び監督機能の強化を推進して参りました。また、長年にわたり、船用エンジン事業に携わり豊富な見識を有していることから、当社の持続的な成長に寄与していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。	700株	なし
2	くろ き なお ふみ 黒 木 直 文 (1957年8月23日生) (再任)	1982年4月 三菱重工業㈱本社入社 2009年9月 同社神戸造船所総務部長 2012年4月 ㈱春秋社関西支店部長 2013年3月 当社取締役管理本部長代理 2014年6月 当社取締役管理本部長 2015年4月 当社取締役営業本部長 2015年6月 当社代表取締役常務取締役営業本部長 2017年4月 当社代表取締役常務取締役(管理部門管掌)(現任) (選任理由) 黒木直文氏は長年にわたり、管理部門の責任者を務め、豊富な経験・実績・見識を有しております。また、取締役としても十分な見識と実績を有しており、経営全般の監督機能強化が期待できることから、取締役候補者といたしました。	500株	なし

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況 並 び に 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 の 数	当社との 特 別 の 利 害 関 係
3	いわ なが おさむ 岩 永 修 (1964年 9 月 6 日生) 〈再任〉	1990年 2 月 神戸発動機㈱ (現㈱ジャパンエン ジンコーポレーション) 入社 2013年10月 当社生産本部製造部次長兼生産計 画課長 2014年10月 当社生産本部製造部長 2017年 4 月 当社執行役員工場長 2017年 6 月 当社取締役執行役員工場長 (現任) (選任理由) 岩永修氏は長年にわたり製造部門で船用エン ジン事業に携わり、当社の事業運営全般に関する 豊富な経験と高い見識を有していることから、 企業価値の向上と当社の経営監督機能の強化に 寄与いただけるものと判断し、取締役候補者と いたしました。	200株	なし
4	しん どう せい じ 進 藤 誠 二 (1962年 1 月 27日生) 〈新任〉	1986年 4 月 三菱重工業㈱入社 2013年 4 月 同社ディーゼル部次長 2015年 4 月 三菱重工船用機械エンジン(㈱船用 ディーゼル事業部)副事業部長 2017年 4 月 ㈱ジャパンエンジンコーポレーシ ョン設計統括部長 2017年 7 月 同社執行役員設計統括部長 (現任) (選任理由) 進藤誠二氏は、長年にわたり技術部門で船用エ ンジン事業に携わり、豊富な経験と高い見識を 有していることから、当社の企業価値の向上と 成長に寄与いただけるものと判断し、取締役候 補者となりました。	300株	なし
5	たけ うち いく お 竹 内 郁 夫 (1952年 2 月 21日生) 〈再任〉 〈社外〉	1974年 4 月 ㈱赤阪鐵工所入社 2004年 1 月 同社営業グループ部長 2004年 7 月 同社営業本部本部長代理 2005年 4 月 同社営業本部副本部長 2006年 6 月 同社取締役営業本部長 2012年 7 月 同社取締役執行役員営業本部長 2016年 7 月 同社顧問 (現任) 2017年 6 月 当社取締役 (現任) (選任理由) 竹内郁夫氏は、会社経営に関する豊富な見識を 有しており、当社の社外取締役として、経営全 般に積極的な提言をいただいております、今後も引 き続き経営ガバナンスの強化が期待できること から社外取締役候補者となりました。	0株	なし

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、重要な兼 職 の 状 況 並 び に 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
6	こ じ ま ふ み と し 小 嶋 文 稔 (1946年 1 月15日生) 〈再任〉 〈社外〉 〈独立役員〉	1968年 4 月 石川島播磨重工業㈱入社 1993年 7 月 同社愛知工場工作部長 1999年 7 月 同社同工場長 2001年 7 月 同社理事兼技術開発本部副本部長 2003年 6 月 ㈱ディーゼルユナイテッド代表取締役社長 2010年 6 月 同社顧問 2011年 8 月 フジ産業㈱顧問(現任) 2018年 6 月 当社取締役(現任) (選任理由) 小嶋文稔氏は、会社経営に関する高い見識に基づき、当社の社外取締役として、経営全般に幅広く提言をいただいております、今後も引き続き経営ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。	0株	なし
7	まつ ふじ みのる 松 藤 稔 (1964年 7 月 1 日生) 〈新任〉 〈社外〉	1989年 4 月 三菱重工業㈱大阪支社入社 2011年 4 月 同社原子力事業本部企画管理部次長 2013年 4 月 同社社長室企画部事業支援グループ主席部員 2014年 1 月 同社エネルギー・環境ドメイン経営管理総括部企画管理部次長 2016年 4 月 同社エネルギー・環境ドメイン原子力事業部原子力企画管理部長 2017年 4 月 同社パワードドメイン原子力事業部原子力企画管理部長兼経営管理総括部主幹部員(現任) (選任理由) 松藤稔氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、総合重工業メーカーにおける豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待しており、社外取締役候補者といたしました。	0株	(注)5

- (注) 1. 竹内郁夫、小嶋文稔及び松藤 稔の3氏は、社外取締役候補者であります。
2. 竹内郁夫氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間です。
- また、小嶋文稔氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間です。
3. 当社は、竹内郁夫及び小嶋文稔の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としており、本総会において両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、小嶋文稔氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本総会において同氏の再任が承認された場合、あらためて同氏は東京証券取引所の定めにに基づく独立役員となる予定です。
5. 松藤 稔氏は当社の特定関係事業者（主要な取引先）である三菱重工業株式会社の業務執行者であり、同氏は同社から使用人としての報酬等を受けております。
6. 松藤 稔氏の選任が承認された場合、当社と同氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額といたします。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます清水道生、近藤潤二及び柴田 健の3氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
し みず みち お 清 水 道 生	2006年6月 当社取締役
	2008年4月 当社常務取締役
	2014年6月 当社代表取締役専務取締役
	2015年6月 当社代表取締役社長
	2018年6月 当社代表取締役会長 現在に至る
こん どう じゅん じ 近 藤 潤 二	2015年6月 当社取締役
	2017年4月 当社常務取締役 現在に至る
しば た たけし 柴 田 健	2017年6月 当社社外取締役 現在に至る

また当社は、役員報酬制度見直しの一環として2019年5月9日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案の承認可決を条件として再任される取締役5名、ならびに本総会後も引き続き在任する監査役3名に対し、これまでの功労に報いるため、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

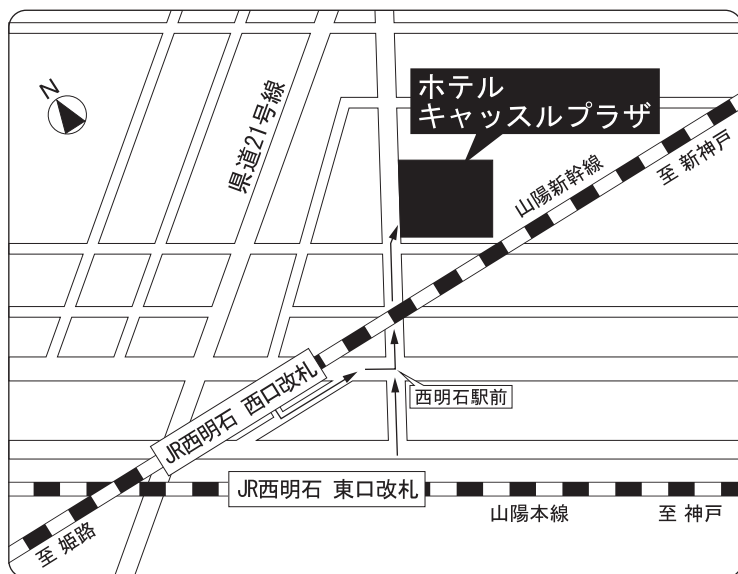
なお、支給の時期につきましては、原則、各氏の役員退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
かわしま けん 川 島 健	2015年6月 当社社外取締役 2017年4月 当社常務取締役 2017年6月 当社代表取締役常務取締役 2018年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
くろぎ なお ふみ 黒 木 直 文	2013年3月 当社取締役 2015年6月 当社代表取締役常務取締役 現在に至る
いわなが おさむ 岩 永 修	2017年6月 当社取締役 現在に至る
たけうち いく お 竹 内 郁 夫	2017年6月 当社社外取締役 現在に至る
こじま ふみ とし 小 嶋 文 稔	2018年6月 当社社外取締役 現在に至る
たか き つね と 高 木 恒 人	2015年6月 当社社外監査役 現在に至る
わた なべ けん じ 渡 部 健 司	2008年6月 当社社外監査役 現在に至る
ふじ た まさ き 藤 田 正 樹	2018年6月 当社社外監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図



■交通のご案内

新幹線、在来線「西明石駅」より徒歩約3分
(在来線でお越しの方は東口よりお越してください。)

ホテルキャpsルプラザ 3階

〒673-0016 兵庫県明石市松の内2丁目2番地

T E L 078-927-1111